

宮崎県の最低賃金

1 最低賃金

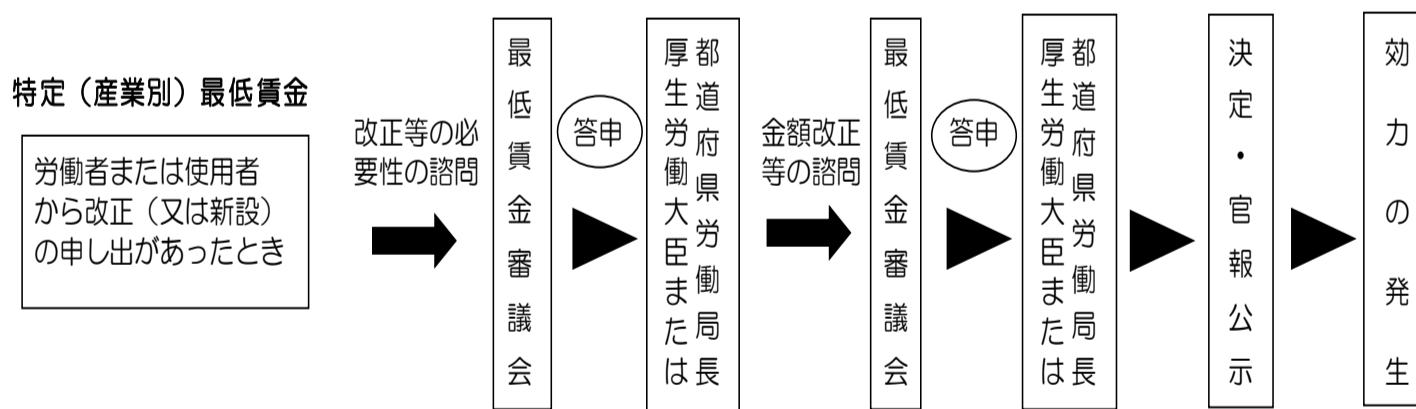
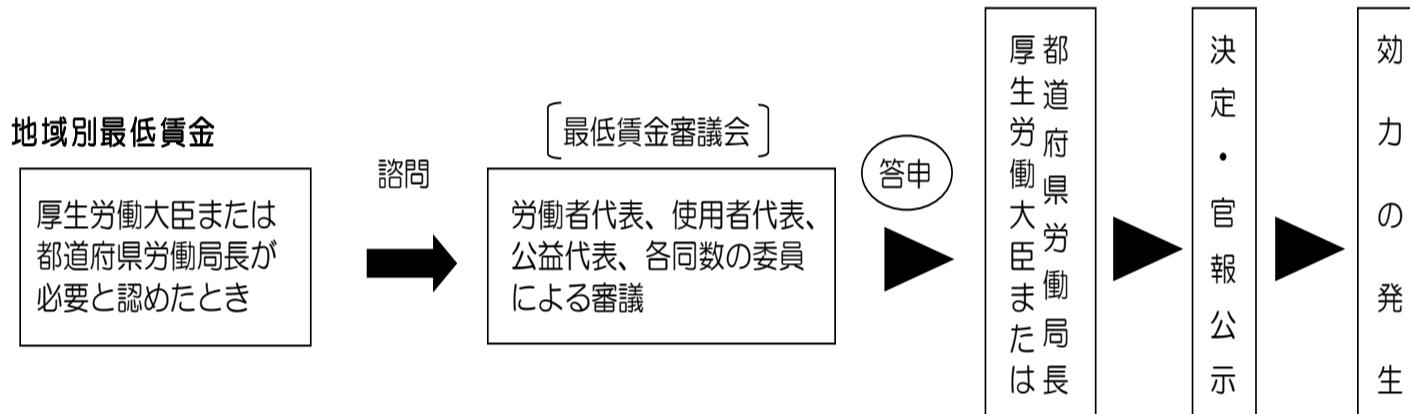
最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

宮崎県の最低賃金は、宮崎労働局長の諮問を受けた宮崎地方最低賃金審議会（公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員各5名の委員による計15名で構成）において、各種統計資料をもとに、①労働者の生計費 ②労働者の賃金 ③通常の事業の支払能力を考慮して決定（改定）されている。

現在、適用されている最低賃金には、県内全ての労働者に適用される地域別最低賃金と、特定の産業に従事する労働者に適用される特定（産業別）最低賃金の2つがある。

なお、労働者の生計費の考慮に当たっては、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性に配慮することとされている。

【最低賃金の決定方法】



2 宮崎県の最低賃金一覧

宮崎県 最低賃金	時間額 853円	効力発生日 令和4年 10月6日	宮崎県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイトを含む）に適用されます。 なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定（産業別）最低賃金」が適用されます（ただし、適用除外該当者は除きます）。
---------------------	---------------------	--------------------------------	--

特定（産業別）最低賃金	効力発生日	適用除外 「宮崎県最低賃金」が適用されます
部分肉・冷凍肉、肉加工品、 処理牛乳・乳飲料、乳製品 製造業	時間額 853円 <small>※令和4年度の改定がなかったため宮崎県最低賃金が適用されます。</small>	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者 ③清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	時間額 853円 <small>※令和4年度の改定がなかったため宮崎県最低賃金が適用されます。</small>	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者 ③次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は工具の整理の業務 □ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、溶接、刻印、選別又は検査の業務 (これらの業務のうち「流れ作業」で行う業務を除く) ハ 手作業による袋詰め、箱詰め、包装、レッテル貼り、材料の送給又は取揃えの業務
各種商品小売業	時間額 853円 <small>※令和4年度の改定がなかったため宮崎県最低賃金が適用されます。</small>	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者 ③清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者
自動車（新車）小売業	時間額 890円	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者 ③次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 □ 洗車又は納車引取りの業務

最低賃金には、次の賃金等は含まれません。

①賞与等の臨時の賃金、②時間外労働等の割増賃金、③精勤手当、④通勤手当、⑤家族手当

3 宮崎県特定（産業別）最低賃金に関する産業分類の説明

部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業

食料品製造業で畜産食料品製造業のうちブロイラー、食鳥鶏肉関係を除きます。

1・部分肉・冷凍肉製造業

主として部分肉・冷凍肉を製造する事業所をいう。

2・肉加工品製造業

主としてソーセージ、ハム、ベーコンなどの肉製品（肉製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。

*魚肉ハム・ソーセージ製造業、と畜場、鯨ベーコン製造業、食鳥及びブロイラー処理加工業、はちみつ処理加工業、加工卵製造業は該当しない。

3・処理牛乳・乳飲料製造業

主として牛乳、粉乳、練乳などの処理牛乳や乳飲料、乳酸菌飲料を製造する事業所をいう。

4・乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)

主としてバター、チーズ、クリーム、アイスクリームなどの乳製品（乳製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。

*マーガリン製造業は該当しない。

*主としてクリームを殺菌して、産業用使用者に販売する事業所は含まれるが、直接家庭又は個人消費者に販売する事業所は該当しない。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

1・電子部品・デバイス・電子回路製造業

主として、電機機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類される。

2・電気機械器具製造業

電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所が分類される。

*医療用計測器製造業は除く（ただし、心電計製造業は含む）。

3・情報通信機械器具製造業

通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類される。

各種商品小売業

衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売りする事業所が該当する。この事業所は、その性格上いずれが主たる販売商品であるか判明できないものであって、百貨店、デパートメントストアー、総合スーパーの従業員が常時50人以上で衣・食・住における販売比率が、各々10%以上70%未満の範囲にあるもの。

また、従業員が50人未満であって、衣・食・住のいずれも総販売額の50%に満たない百貨店、デパートメントストアー、通信小売業、よろず屋が該当する。

自動車（新車）小売業

主として自動車（新車）を小売りする事業所が該当する。

*中古車、二輪自動車（原動機付自転車を含む）を小売りする事業所は含まない。

※ 上記の説明は、総務省「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）、経済産業省「業態分類表」によるものである。

4 年次別最低賃金決定経緯一覧表(宮崎県)

業種 △	宮 崎 県 地 域 別		部分肉・冷凍肉、肉加工品、 処理牛乳・乳飲料、乳製品製 造業 〈注1〉		電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業 〈注2〉	
	時間額	発効日	時間額	発効日	時間額	発効日
平成 20	627	20.10.26	654	20.12.31	684	20.12.31
21	629	21.10.14	656	21.12.18	687	21.12.25
22	642	22.11.4	657	22.12.24	691	23.1.5
23	646	23.11.2	660	23.12.30	695	23.12.30
24	653	24.10.26	663	25.1.2	699	25.1.3
25	664	25.11.2	670	26.1.16	707	26.1.9
26	677	26.10.16	678	26.12.26	716	27.1.15
27	693	27.10.16	—	—	728	27.12.25
28	714	28.10.1	—	—	740	28.12.28
29	737	29.10.6	—	—	755	29.12.29
30	762	30.10.5	—	—	775	30.12.29
令和 元	790	1.10.4	—	—	800	1.12.27
2	793	2.10.3	—	—	803	2.12.25
3	821	3.10.6	—	—	831	3.12.24
4	853	4.10.6	—	—	—	—

業種 △	各 種 商 品 小 売 業		自動車(新車)小売業 〈注3〉	
	時間額	発効日	時間額	発効日
平成 20	667	20.12.31	696	20.12.31
21	669	21.12.25	699	21.12.20
22	674	23.1.5	708	23.1.5
23	678	23.12.28	712	23.12.29
24	681	24.12.30	720	24.12.29
25	687	26.1.1	731	26.1.8
26	695	26.12.18	742	26.12.10
27	705	27.12.24	752	27.12.9
28	—	—	767	28.12.15
29	—	—	784	29.12.30
30	—	—	804	30.12.16
令和 元	—	—	828	1.12.28
2	—	—	832	2.12.30
3	—	—	858	3.12.26
4	—	—	890	4.12.14

*改定のない特定(産業別)
最低賃金については、地域別最低賃金が適用となります。

*特定(産業別)最低賃金
については、平成元年度より
関係労使の申出等を要件と
する方式に移行され、現在
4業種が設定されています。

〈注1〉「部分肉・冷凍肉、
肉加工品、処理牛乳・乳飲
料、乳製品製造業」は、平
成20年12月31日より「肉
製品、乳製品製造業」から
名称変更。

〈注2〉「電子部品・デバイ
ス・電子回路、電気機械器
具、情報通信機械器具製
造業」は、平成20年12月31
日より「電気機械器具、情
報通信機械器具、電子部
品・デバイス製造業」から
名称変更。

〈注3〉「自動車(新車)小
売業」は、平成6年12月8
日より「自動車小売業」か
ら名称変更。